

取扱期間を延長しました

仙台塩釜港で発生した油流出事故で影響を受けた中小企業者の皆様へ 県制度融資による資金繰り支援をご案内します

災害復旧対策資金(一般枠)

ご利用いただける方

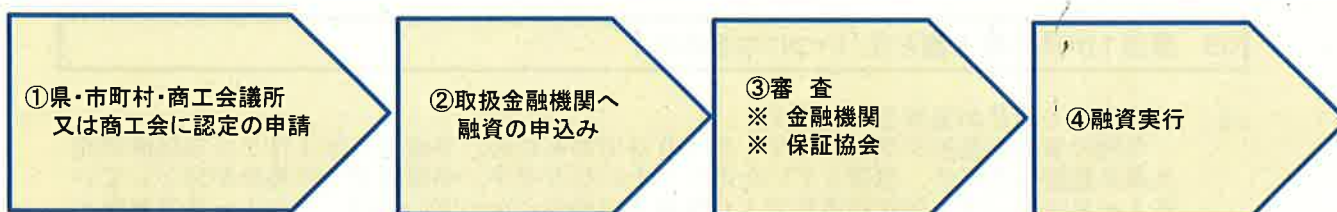
平成31年1月20日、仙台塩釜港仙台港区に停泊中の貨物船から燃料用重油が漏れ出した事故に起因して、最近1か月の売上高が前年同期の売上高に比して10%以上減少している中小企業者の方

※売上げが減少していることについて、県知事、市町村長、商工会議所会頭又は商工会会長による認定が必要です。ご利用を希望される方は、最寄りの窓口に「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」を提出して認定書の交付を受けてください。

ご融資の条件

- 融資限度額 一災害5,000万円(ただし、一企業2億8,000万円まで)
- 融資利率 年1.60%以内
- 資金使途 災害復旧に要する運転資金及び設備資金
- 償還期間 10年以内(うち据置2年以内)
- 担保 必要に応じて徴求
- 保証人 原則として法人代表者以外不要
- 信用保証料率 年0.45%~1.00%
- 取扱金融機関 県内に本店・支店を有する都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫及び農林中央金庫
- 取扱期間 平成31年2月20日(水)から令和2年3月31日(火)の融資実行分まで

お手続きの流れ



ご利用にあたってのご注意

- 取扱期間は、令和2年3月31日融資実行分までとなっております。
- 融資実行までの期間短縮のため、事前に取扱金融機関にご相談されることをお勧めします。
- 認定書が発行されても、融資が確実に実行されることをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

お問合せ先

宮城県経済商工観光部商工金融課(商工金融班)

〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁14階
電話 022-211-2744
URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/>

災害復旧対策資金についてのQ&A

Q1 「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」はどこで受け取ることができますか。

A: 申請書は、県商工金融課HPからダウンロードいただくか、パソコンが使用できる環境にない場合は県商工金融課のほか、最寄りの申請窓口にご連絡ください。

申請書ダウンロードサービスはこちら

<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syokokin/syokinhan-shinsei.html>

※番号3 「災害復旧対策資金融資対象認定申請書（様式2号の2）」からダウンロードしてください。

Q2 認定申請書はどこに提出すればよいか。

A: 県（商工金融課），市町村（商工担当課），最寄りの商工会議所又は商工会へ提出してください。

Q3 「災害復旧対策資金融資対象認定申請書」の記入の仕方を教えてください。

A: 「2 災害の概要」の「(1) 災害の名称」は「仙台塩釜港で発生した油流出事故」，「(2) 被害発生の日付」は「平成31年1月20日」，「(3) 被害の状況等」には，売上高減少の原因が仙台塩釜港で発生した油流出事故によるものであることが分かるよう記入願います。

Q4 個人事業主も対象になりますか。

A: 信用保証対象業種であれば，法人に限らず，個人やご家族等で事業を営んでいる等，個人事業主の方も，県制度融資の対象になります。

Q5 本資金の資金用途は，設備資金・運転資金のいずれでも良いのでしょうか。

A: 本資金は，平成31年1月20日に仙台塩釜港で発生した油流出事故に起因した関連中小企業者等の売上高の減少，資金繰りの悪化を対象とした資金であることから，原則として運転資金のみが対象となるものと考えています。設備資金が必要となる特別の理由がある場合は，別途ご相談ください。

Q6 最近1か月の売上高とは，いつになるのか。

A: 申請月の前月が基本となります。
今回の事故の発生が平成31年1月20日であるため，平成31年1月20日以降の売上高を把握いただき，申請していただくこととなります。申請日までに集計が完了している1ヶ月において，前年同期比で10%以上の減少となっていれば，その1ヶ月を対象として申請することができます。

例1) 平成31年1月20日～平成31年2月19日の売上高と前年1月20日～前年2月19日の売上高の比較

例2) 平成31年2月1日～平成31年2月28日の売上高と前年2月1日～前年2月28日の売上高の比較

Q7 売上高の減少はどのように確認するのか。

A: 試算表，売上台帳等により，売上高の減少を確認します。これらの書類の写しを添付してください。

Q8 認定されれば，融資実行されますか。

A: 認定書は，ご希望どおりの融資実行をお約束するものではありません。金融機関及び信用保証協会による審査を受けることとなります。
あらかじめ，金融機関に本資金の利用について，ご相談いただくことをお勧めします。